

平成 2 9 年

議会運営委員会記録

平成 2 9 年 5 月 3 0 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成29年5月30日（火曜日）
午前 9時30分 開会 午前 10時13分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	吉 田 けさみ 議員
委 員	待 鳥 美 光 議員	委 員	村 田 富士子 議員
委 員	金 井 伸 夫 議員	議 長	齊 藤 克 己 議員
副 議 長	齊 藤 秀 雄 議員	委 員 外 議 員	菅 原 満 議員
委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員	委 員 外 議 員	赤 松 祐 造 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	橋 本 久	総 務 部 長	安 井 和 男
秘書広報課長	松 戸 克 彦	総務人権課長	寄 口 昌 宏

◇事務局職員

議会事務局長	本 間 修	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	高 橋 澄 枝	主 任	小 林 巖
主 任	青 木 順 子		

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について
平成29年和光市議会6月定例会の会期予定について
- 特定事件5 委員の選任及び所属変更に関することについて
- 特定事件6 執行機関の附属機関への委員の推薦について
- 特定事件8 その他議会運営に関することについて
決算審査にかかる要求資料について
議会報告会の反省及び次回の議会報告会の開催について

議員研修会について

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

まず、会議には議長とオブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。

松本市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、平成29年6月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

今定例会につきましては、6月1日に開会すべく、25日に招集告示をさせていただいたところでございます。提出する案件でございますが、報告が3件、人事案件が13件、専決処分の承認が3件、条例の一部改正が5件、市道路線の認定が1件、補正予算が1件、合計26件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務部長から順次御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○吉田武司委員長 市長は、公務のため退席します。

休憩します。(午前 9時31分 休憩)

再開します。(午前 9時32分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成29年和光市議会6月定例会の会期日程について、特定事件5、委員の選任及び所属変更に関することについて、特定事件6、執行機関の附属機関への委員の推薦について、特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、決算審査にかかる要求資料、議会報告会の反省及び次回の議会報告会の開催、そして、議員研修会についてです。

本日の資料を確認します。本日の資料はお手元に配付してありますとおりです。

それでは、関連がありますので、特定事件1、次の議会の会期予定として、平成29年和光市議会6月定例会の会期日程について、特定事件5、委員の選任及び所属変更に関することについてを合わせて議題とします。

提出議案は、報告3件、議案23件です。提出議案の説明を願います。

安井総務部長。

○安井総務部長 それでは、本会議に提出する報告及び議案について順次説明いたします。

初めに、報告第1号、繰越明許費繰越しの報告について説明いたします。

平成28年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第4号)及び平成28年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第6号)において計上しました15事業のうち、年度内に事業が終了した和光北

インター第3公園整備事業及びアーバンアクア公園整備事業を除いた13事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次に、報告第2号、繰越明許費繰越しの報告について説明いたします。

平成28年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）及び平成28年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）において計上しました2事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

なお、報告第1号及び報告第2号において繰り越す15の事業につきましては、平成28年12月定例会及び平成29年3月定例会において、それぞれ繰り越す理由を申し上げ、御審議いただいたものであります。

次に、報告第3号、和光市下水道事業会計予算繰越しの報告について説明いたします。

平成28年度埼玉県和光市下水道事業会計のうち建設改良費の雨水整備事業について、地方公営企業法第26条第1項の規定により、当該事業に係る予算を翌年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

次に、議案第29号及び議案第30号、和光市固定資産評価審査委員会委員の選任については、一括して説明いたします。

和光市固定資産評価審査委員会委員の山田史明氏の任期が平成29年6月8日をもって満了となることから、引き続き、同氏を、また上原徳之氏の任期が平成29年6月9日をもって満了となるため、新たに本多好太郎氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第31号から議案第41号、和光市農業委員会委員の任命については、一括して説明いたします。

農業委員会等に関する法律の改正により、平成29年7月19日をもって任期満了となります農業委員会委員の選出方法について、公選制から議会の同意を得て市長が任命する方法へと変更になったため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

また、委員の任命に当たっては、農業委員の過半数は認定農業者であることや農業者以外の中立な立場の者を含むこと、女性・青年を積極的に登用することが法で定められました。ただし、認定農業者の過半数要件は例外規定が設けられており、和光市は例外区域となっております。

御提案しました農業委員会委員につきましては、それらの要件を踏まえて提案するものであります。

議案第31号の石田秀樹氏、議案第32号の田中明氏につきましては、これまでの委員として

の経験と実績を踏まえ、引き続き委員を任命するものであります。

また、議案第 33 号の大熊勲氏、議案第 34 号の鳥井俊之氏、議案第 35 号の山崎孝明氏、議案第 36 号の山崎とよ子氏、議案第 37 号の富岡正浩氏、議案第 38 号の新坂篤司氏、議案第 39 号の加藤政利氏、議案第 40 号の富澤登氏につきましては、長年にわたり農業従事者として地域の信頼も厚く、議案第 41 号の北嶋美栄子氏は、平成 7 年から平成 25 年まで和光市都市農業推進協議会の委員として御活躍され、これまでの経験を生かした活動が期待されることから、本委員に適任であると考えており、新たに任命するものであります。

なお、任期につきましては、平成 29 年 7 月 20 日から平成 32 年 7 月 19 日までの 3 年間であります。

次に、議案第 42 号、議案第 43 号及び議案第 44 号、専決処分の承認を求めることについては、関連がありますので、一括して説明いたします。

今回の改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が、平成 29 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたこと等により、適用される関係条項について緊急に改正する必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分により、和光市税条例等の一部改正、和光市都市計画税条例の一部改正及び和光市国民健康保険税条例の一部改正を行ったものであり、同条第 3 項の規定により、その承認を求めます。

次に、議案第 45 号、和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項に基づき、同一課内で保有する特定個人情報を利用する場合であっても条例に定めることとしたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 46 号、和光市個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人識別符号の規定の新設による個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の規定の新設、また、事業者に対する指導等については個人情報保護委員会に一元化されることから削除することとしたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 47 号、和光市議会議員及び和光市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、和光市議会議員及び和光市長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費の限度額を改めるものであります。

次に、議案第 48 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、改正児童福祉法の施行に伴う所要の改正を行うとともに、人事院規則の改正に伴い、国家公務員に準じ職員の育児休業に関する規定の改正を行い、再度の育児休業をすることができる特別の事情等として、保育所等に入れなかった場合を追加することにより、仕事と育児の両立支援を図るものであります。

次に、議案第 49 号、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

この条例は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例について、所要の改正を行い、対象世帯の利用者負担額を減額あるいは免除することにより、低所得世帯・多子世帯等の経済的負担軽減を図るものであります。

次に、議案第 50 号、市道路線の認定について説明いたします。

都市計画法第 29 条の規定による開発行為に伴い市に帰属する公共施設である 1 路線を市道として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第 51 号、平成 29 年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,677 万 9,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 245 億 8,177 万 9,000 円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明いたします。

款 2 総務費では、市民文化センター管理運営において、文化庁から事業助成の採択を受けたことから、事業を実施する指定管理者に交付する補助金を増額しております。

款 3 民生費では、地域密着型サービス拠点等整備において、介護予防拠点を整備する事業者に交付する補助金を追加計上し、教育・保育給付費等支給では、ひろさわ保育園に係る建物賃借料や、障害児保育を行う民間保育所に交付する補助金を増額しております。

款 4 衛生費では、母子保健において、夫婦が受けた不妊検査の費用に対する補助金を追加計上しております。

款 10 教育費では、スポーツ振興業務において、夏期巡回ラジオ体操の開催が決定したことから、開催に係る経費 108 万 4,000 円を増額しております。

次に、主な歳入について説明いたします。

款 15 国庫支出金では、文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業補助金などを追加計上しております。

款 16 県支出金では、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金などを追加計上しております。

なお、歳入歳出調整後の歳入の不足額 2,104 万円については、財政調整基金からの繰り入れをもって措置しております。

○吉田武司委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前 9時48分 休憩）

再開します。（午前 9時49分 再開）

まず、議案の先議についてです。

初めに、報告第1号から報告第3号は議決の対象とならない報告事件ですので質疑までとなり、討論、採決はありません。

この質疑は通告をとらず開会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案第29号から議案第41号は、委員会付託を省略し、質疑は通告をとらず、人事案件ですので討論を省略し、開会日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

また、議案第31号から議案第41号は関連がありますので、一括して、質疑を行うこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのように決定しました。

次に、議案第42号から議案第44号は、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告をとらず、開会日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのように決定しました。

次に、議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、請願・陳情についてです。今回は、提出期日までに受理した請願はなかったことを御報告いたします。

次に、陳情についてです。議会事務局に持参し提出されたものについて、陳情1件を受理しています。受理した陳情は本会議で審議しないものに該当しないことから、本会議で審議することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

それでは、会議で審議するとして、副委員長、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、今回、受理した陳情についてはただいまのとおり決定しました。

次に、市長の就任あいさつを開会日の議事日程の報告の次に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、一般質問についてです。通告者は17人です。質問時間は申し合わせにより再質問を含めて1人30分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、会期について、会期は20日間とし、常任委員会を2日間で、初日に総務環境常任委員会、2日目に文教厚生常任委員会としたいと思います。

また、一般質問は、4日間とし、1日目を5人、2日目以降を1日4人としたいと思います。

なお、6月2日金曜日、6月5日月曜日から7日水曜日を調査休会、6月19日月曜日を休会としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は、6月5日月曜日の正午までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、開会日の市長の就任あいさつの後、議会運営委員会委員と、常任委員会委員の任期満了による委員の選任を行いたいと思います。

まず、議会運営委員会委員の選任について、5月9日の全員協議会において内定した方々を指名し、休憩をはさみ、正副委員長の互選結果を報告したいと思います。

続いて、常任委員会委員の選任について、5月9日の全員協議会において内定した方々を指名し、休憩をはさみ、正副委員長の互選結果を報告したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、朝霞地区一部事務組合議会議員の補欠選挙について、お諮りします。

5月9日の全員協議会において、朝霞地区一部事務組合議会議員の4名が5月31日で辞任する意向であることが確認され、これにより4名が欠員となります。

5月9日の全員協議会において内定した方々を指名推選したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、議長から報告があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について報告します。市議会選出議員に3名の欠員に対して、市議会選出議員は候補者が4名となり、選挙を実施することとなりました。

○吉田武司委員長 それでは、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙のうち市議会議員選出議員についてお諮りします。この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、すべての市議会選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えませんので、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを埼玉県後期高齢者医療広域連合に報告することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

この埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙は、閉会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、意見書案の取り扱いについてです。

日本共産党の議員から2件の意見書案が提出されています。

この意見書案の調整のため、6月8日、木曜日、総括質疑の本会議終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

また、調整が整った場合は6月15日、木曜日、一般質問3日目の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、今期定例会のポスターは、掲示いたしましたとおりです。よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、進みます。

特定事件6、執行機関の附属機関への委員の推薦について議題といたします。

5月9日の全員協議会において内定した方々については、5月31日で辞任する意向であることが確認されていますので、同一委員を継続する方を除き、5月31日で辞任手続を行い、附属

機関ごとに、内定した方々を指名推選して手続を踏みたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に進みます。

特定事件 8、その他議会運営に関することについて、議題といたします。

平成28年度決算審査の要求資料についてです。

決算資料については、執行部から見直し案の説明と各会派での検討を経て、4月13日開催の議会運営委員会で協議の結果、今回は執行部の提案どおりの内容で行うということで、決定したところです。

つきましては、お手元に配付いたしました案のとおり、平成28年度決算審査の要求資料として決定したいと思いますのですが、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議会報告会の反省及び次回の議会報告会の開催についてを議題といたします。

さきに開催した議会報告会について、各会派の反省、意見交換会の概要、アンケート集計結果をお手元に配付してあります。

また、提出いただきましたデータをもとに市議会ホームページ案を作成いたしました。一度会派に持ち帰っていただき、次回の議会運営委員会で総括したいと思います。

次の議会報告会の行い方、意見交換会を実施するとした場合のテーマ等と開催予定日についても、次回の議会運営委員会で協議したいと思いますので、各会派で検討のほどよろしく願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

休憩します。（午前10時02分 休憩）

再開します。（午前10時05分 再開）

次に、議員研修会についてです。

議長から報告があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 1月16日開催の議会運営委員会で報告させていただきましたが、一般財団法人自治研修協会が実施する市町村議会議員政策形成支援セミナーで、本市が採択されたので、和光市議会が主体となり、自治研修協会との共催で、「地方公会計改革と議会の役割」というテーマで実施することとなりました。研修開催時期については、当初6月下旬から7月上旬ごろを予定しておりましたが、もう6月に入りますので、改めて実施時期について協議したいと思います。

○吉田武司委員長 議長から議員研修会について発言がありました件は、御了承いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、実施時期についてです。

休憩します。（午前10時06分 休憩）

再開します。（午前10時09分 再開）

それでは、実施時期については、第1候補を1月23日、火曜日、第2候補を1月24日、水曜日、第3候補を1月25日、木曜日。

以上の候補日の中で調整したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

また、講師については、和光市議会のテーマに基づき、事務局と自治研修協会と調整の上、決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

事務局におかれては、日程等詳細について、決まり次第御報告願います。

以上で、その他議会運営に関することについての協議を終了します。

今後の議会運営委員会などの日程を確認します。

6月8日、木曜日、本会議終了後、案件は意見書案の調整、議会報告会の総括及び次回開催について。6月15日、木曜日、本会議終了後、意見書案の調整が整った場合、意見書案の確認。6月20日、火曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打ち合わせ1回目。7月10日、月曜日、9時半、議会だより編集事前打ち合わせ2回目。7月13日、木曜日、午後1時半、広報議運を行います。

以上となります。御出席くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長からその他の日程についてです。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 議員会の日程についてです。

監査を6月1日、木曜日、本会議終了後、実施いたします。出席議員は監事の熊谷議員、会計の猪原議員、富澤議員です。御出席のほどよろしく願います。

また、役員会及び総会を6月20日、火曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打ち合わせの前に行います。役員会は第2委員会室で、そのあとに総会を全員協議会室で行います。

2点目として、埼玉県市議会第5区議長会議員研修会が開催されます。日程は、6月29日、木曜日、14時から、場所は議長会会長市である志木市の市民会館ホールで、講師は、山梨学院大学教授、江藤俊昭先生です。

全議員対象となりますので、欠席する場合は欠席届を事務局へ提出していただきます。なお、現地までは和光市役所からバスで全議員で行くことになります。

○吉田武司委員長 ただいまの件については、よろしく願いいたします。

そのほかに、何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午前10時13分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司